東日本大震災調査特別委員会資料（1）

令和　７　年　　１　月　１４　日
震災復興・企画部震災復興・企画課
総　務　部　財　政　課

残された復旧・復興事業の進捗状況と今後の予定について

No	所管課	款	項	事業名	令和6年度 当初予算額 （千円）	財源名称	進捗状況 （令和6年度取組状況）	今後の予定 （令和7年度，令和8年度以降（第2期復興・創生期間終了後））
1	地域づくり推進課	2	1	まちづくり等の担い手人材育成事業（担い手育成支援事業）	14,243	震災復興特別交付税	地域コミュニティに関する勉強会「ぬま大学」をはじめとした各種事業を実施し，若い世代が集まる場や交流・議論する機会の創出を図った。 ・ぬま大学第10期最終報告会 令和6年11月17日開催　受講生13名 （平成27年度～令和5年度　修了者113名） ・気仙沼の高校生マイプロジェクトアワード2024 令和6年12月1日開催　発表者9名 （平成29年度～令和5年度　修了者132名） ・ぬま塾第33回 令和6年6月22日開催　参加者25名 （平成25年度～令和5年度　参加者延べ834名）	令和7年度については，令和6年度と同様に事業を実施する。 令和8年度以降については，国の地方創生推進に係る交付金等を注視し，財源を確保のうえ事業の継続を図る。
2	地域づくり推進課	2	1	自治組織支援事業（地域支援員による自治会活動支援事業）	6,233	震災復興特別交付税	地域づくり推進課内に地域支援員2名を配置し，被災者のコミュニティ形成を図るため，自治組織の設立に向けた支援や既存自治組織への活動支援等を実施。 ・自治組織設立状況 平成27年度～令和5年度　設立：9組織　未設立：3組織 ・訪問件数 506件（令和6年11月現在） 701件（令和5年度）	令和7年度については，令和6年度と同様に事業を実施し，第2期復興・創生期間の終了とともに事業終了。 令和8年度以降の自治組織への支援は既存業務により継続。人員体制等については，一般財源による会計年度任用職員の配置を検討する。
3	地域づくり推進課	2	1	コミュニティ形成支援事業	6,300	被災者支援総合交付金	被災地域のコミュニティ活動に対する専門家派遣や補助等の支援，相談業務を実施。 震災から13年以上経過していることもあり，年々，相談件数等は減少している。 ・専門家派遣　　4地区　延べ10人（令和6年11月現在） 11地区　延べ26人（令和5年度） ・活動補助　　1団体　59千円（令和6年11月現在） 8団体　493千円（令和5年度） ・相談件数　　172件（令和6年11月現在） 274件（令和5年度）	令和7年度については，令和6年度と同様に事業を実施し，第2期復興・創生期間の終了とともに事業終了。 令和8年度以降は，既存事業である自治組織に対する活動支援等及びまちづくり協議会に対する地域活性化支援員の配置による活動支援の中で，被災者を含む地域住民のコミュニティ活動を支援する。

No	所管課	款	項	事業名	令和6年度 当初予算額 （千円）	財源名称	進捗状況 （令和6年度取組状況）	今後の予定 （令和7年度，令和8年度以降（第2期復興・創生期間終了後））
4	危機管理課	2	1	追悼と防災のつどいに関する経費	6,069	・東日本大震災復興基金繰入金 ・自治総合センターシンポジウム助成事業助成金	令和6年度は「震災伝承×防災活動の実践」をテーマに，献花や基調講演，トークセッション，展示などを開催予定（開催日はR7.3.11を予定）。	令和7年度は震災から15年の節目に当たり，「追悼式」として開催予定。 令和8年度以降（16～19年目）は，東日本大震災復興基金等により，「追悼と防災のつどい」として，設定したテーマを基に開催し，20年目には再び「追悼式」として開催することを予定している。
5	新庁舎建設・財産管理課	2	1	市有財産に関する経費（買取りした被災宅地の維持管理）	9,500	一般財源	買取りした被災宅地を適切に維持管理するため，雑草等の刈払い及び支障木伐採等を業務委託にて実施している。また，公有地売払要領に基づき，公募等の手法による払下げを実施している。さらに，予め売却価格を広く公表した形での募集を実施し，財産処分の促進を図っている。 利活用状況 ・移転促進区域　約200ha ・買取面積　約116ha うち　活用決定地（道路，公共用地，民間売買等）　約62ha うち　活用検討地（産業用地等）及び未定地　約35ha うち　狭小地等活用困難地　約19ha	令和7年度以降も，令和6年度と同様に，一般財源により維持管理業務及び財産処分の促進を図る。 加えて，不動産業者を活用した売払いや，インターネット，地元の広告媒体等の活用などを研究し，効果的に広く情報を発信しながら処分の促進を図る。
6	高齢介護課	3	1	生活援助員（LSA）事業	89,616	被災者支援総合交付金	災害公営住宅等に居住する高齢者は多く，見守りや安否確認等が必要となっている。 状況を丁寧に把握し，継続的に必要な対象者について絞り込みを行っている。 ・高齢者相談室等　５事業所 ・生活援助員（LSA）　18人配置（令和6年11月現在） ・訪問（電話確認）等件数　延べ4,379件（令和6年11月現在） 延べ7,086件（令和5年度）	災害公営住宅は，高齢化率47.1%，高齢者独居率37.6%(令和6年11月現在）と高く，日常生活に支援を要する方が多くいることから，令和7年度までは，国の「被災者支援総合交付金」（補助率10/10）を活用し事業を実施。 高齢者等の見守りの在り方を総体的に検討し，令和8年度以降は，真に見守りが必要な対象者に応じて，高齢者相談室等の配置人数を，最低限必要と見込まれる現状の半数以下の規模に縮小して，事業の継続を図る。 必要な財源の確保については，ひとつの方法として，介護保険事業を受け皿と考えているが，市の負担（負担率19.25%）が新たに発生することから，宮城県市長会を通じて国，県に対し，交付期間の延長，またはそれに代わる補助金等の新設等を要望している。

No	所管課	款	項	事業名	令和6年度 当初予算額 （千円）	財源名称	進捗状況 （令和6年度取組状況）	今後の予定 （令和7年度，令和8年度以降（第2期復興・創生期間終了後））
7	生活環境課	4	1	放射能測定事業	201	一般財源	空間放射線量調査は，令和6年10～11月に市内23か所で実施し，0.04～0.09μSv/h（平均0.06μSv/h）であった。 自家消費用食品の放射能測定は，令和6年12月25日現在，1検体の依頼があり，基準値（100Bq/kg）の超過はなかった。放射能測定器の校正を令和6年11月に実施した。	空間放射線量は，「放射性物質汚染対処特措法」に基づく汚染状況重点調査地点等の指定要件である0.23μSv/hを下回っている状況が続いている。 また，県気仙沼保健福祉事務所にてモニタリングポストによる常時測定が実施されており，今後も継続されることから，本市の空間放射線調査は令和6年度をもって終了する。 一方で，自家消費用食品の放射能は，現在も自然の林産物や野生獣肉から国基準値の超過が見られ，出荷制限が継続されていることから，令和7年度以降についても，一般財源により，出荷制限等の状況を踏まえつつ，市民の求めに応じて測定を継続していく。
8	水産課	6	3	水産業総合対策推進事業（水産物等放射能測定事業）	17,439	震災復興特別交付税	気仙沼市魚市場に水揚げされる水産物の放射能測定を実施し検査結果を公表することで，風評被害を抑止し，全国の消費者に対する安全・安心な水産物等の提供を図っている。 なお，平成25年度開始以降，魚市場における入札中止となる基準（100Bq/kg以上）や精密測定実施基準（50Bq/kg以上）を超えたものはない。	令和7年度については，これまで同様に事業を実施する。 令和8年度以降についても，政府の対応により震災復興特別交付税または東京電力からの賠償金を財源として，事業を継続する予定。
9	産業戦略課	7	1	商工業振興事業（地場産業再生支援事業）	18,164	震災復興特別交付税	ネットショップ「ホヤぼーやセレクトショップ気仙沼」の企画・運営及び物産展等の開催、ふるさと納税の返礼品対応などにより，震災によって販路を失った本市地場産品の販路拡大支援を実施。	令和7年度については，令和6年度と同様に事業を実施し，第2期復興・創生期間の終了とともに事業終了。
10	産業戦略課	7	1	ICT関連産業誘致等推進事業（ICT推進事業業務）	4,000	震災復興特別交付税	サテライトオフィス「ITベースこはらぎ荘」において，若者やUIJターン者の雇用の受け皿となるIT企業の誘致，将来のIT人材を育てる講座や体験会の開催を通じて，地域にITが根差す取組を行っている。	令和7年度については，令和6年度と同様に事業を実施する。 令和8年度以降は財源を確保のうえ，事業継続を図る。
11	学校教育課	10	2 3	就学援助事業（被災児童生徒就学支援）	5,390	宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金	東日本大震災により被災し経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対し学用品費，校外学習費，オンライン学習通信費等を年3回にわけて支給している。 【令和6年度認定者】Ⓐ 小学校：　29名　中学校：　21名 【令和6年5月1日時点児童生徒数】Ⓑ 小学校：2,059名　中学校：1,168名 【認定率（Ⓐ/Ⓑ）】 小学校：約1.41%　中学校：約1.80%	宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金の交付が令和7年度で終了となる見込みであることから，令和8年度以降はこれまでと同様の支援が受けられる既存の就学援助事業に包含する形で，引き続き支援を行っていく予定である。

No	所管課	款	項	事業名	令和6年度 当初予算額 （千円）	財源名称	進捗状況 （令和6年度取組状況）	今後の予定 （令和7年度，令和8年度以降（第2期復興・創生期間終了後）））
12	社会福祉課	12	1	災害援護資金償還金	196,551	災害援護資金貸付収入	災害援護資金は，災害弔慰金法に基づき，所得が一定額に満たない全半壊世帯などに最大350万円を貸し付けるもので，その原資として国が3分の2，県が3分の1を負担し，市が被災者への貸付と回収を行う制度である。 東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間は，借受人から市に対しては13年，市から県に対しては14年，県から国に対しては15年となっている。 本市における貸付額は，平成23年度から令和2年度までの間，941件，21億8千万円となっている。 平成23年度に貸付けた貸付金については，令和6年度に借受人から市への最終償還期限を迎えるが，現在も生活困窮の状態から抜け出せず，償還が困難な方が一定数存在しており，支払が困難な方に対して，職員5人体制（正職員1人，任期付職員2人，会計年度任用職員2人）で，支払猶予の手続きや分割納付等の相談を受け，柔軟な対応により納付を促している。	平成23年度の貸付分については，貸付から14年が経過する令和7年度に市から県に対する償還期限を迎えるが，国が償還期限の延長を認めない場合には，市が未収金分を負担しなければならず，その額は最大で，約1億1,000万円（令和6年9月末時点）となる見込みである。 また，平成24年度以降の貸付分も順次償還期限を迎えるため，令和8年度以降も同様の状況が続いていくこととなる。 東日本大震災に係る災害援護資金については，現時点で国から償還期限の延長について正式な通知等はないため，宮城県においては令和7年度当初歳入予算において平成23年度貸付分を全額計上する考えが示されている。 本市としては，引き続き借受人の現況調査や納付相談等による適切な債権管理に努めるとともに，宮城県市長会等を通じて，国に対し償還期限の延長等を求めていく。 また，債権回収のための督促・催告や，借受人の資力調査，相続に関する調査などの債権管理に係る事務の負担も増えていることから，債権回収に向けた自治体の取組に係る経費の財政措置も併せて国に求めていく。 ・国への要望内容（令和6年12月） (1) 国は，自治体が，災害援護資金の支払い猶予を適用し，借受人の 償還期限を延長した場合には，自治体の国に対する償還期限を延長すること。 (2) 債権回収に係る自治体の事務及び取組に要する経費について国が負担すること。 (3) (2)が行われない場合，自治体による債権回収が難しいことから，国において債権回収機構等を設置し，専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。 なお，阪神淡路大震災（平成7年発災）においては，災害援護資金の償還期間が10年であったが，平成18年度に弔慰金法施行令が改正され，自治体が支払猶予を行ったものについては，償還期限の5年延長が認められ，その後も3度にわたり，3年ずつ償還期限が延長されている。 令和4年度には，兵庫県が市の財政負担に配慮し，国に返還すべき未回収金が残る9市について，市が債権の全額を放棄した場合には，県負担分（1／3）を県が肩代わりすることとし，国の貸付分（2／3）については，県が無利子の貸付制度を創設し，市は最長20年間で県に分割償還することが可能となった。 これにより，9市が令和4年度末の未収金全額（5億1,600万円）を債権放棄し，結果的に被災者の返済が免除となっている。
		3	4	災害援護資金償還事業（事務費）	8,401	一般財源		

※漁港海岸防潮堤未完了地区の状況については別添のとおり。

別　添

漁港海岸防潮堤未完了地区の状況について（令和６年１２月現在）

１　県管理漁港海岸防潮堤工事の現状について

（１）気仙沼漁港海岸（魚市場地区）

ア）現　　状　：工事実施中　※令和７年３月末に防潮堤工事及び陸閘設置完了予定
イ）補　助　財　源　：海岸保全施設整備連携事業（通常）：水産庁補助事業
ウ）計　画　延　長　：1,418.1m
エ）未　完　成　延　長　：66m（進捗率：95.3%）
オ）完　了　見　込　：令和８年３月末
カ）令和7年度事業内容（予定）　：陸閘電気設備及び遠隔化操作設備　一式　，舗装工　一式

（２）気仙沼漁港海岸（大浦・浪板地区）

ア）現　　状　：工事実施中
イ）補　助　財　源　：農山漁村地域整備交付金（通常）：水産庁補助事業
ウ）計　画　延　長　：2,637.1m
エ）未　完　成　延　長　：333.2m（進捗率：87.4%）
オ）完　了　見　込　：年度ごとに次年度の工事費を要望するため，現時点で完了時期は未定
カ）令和7年度事業内容（予定）　：大浦地区　防潮堤本体工
浪板地区　浪板３号陸閘工事，用地買収

（３）日門漁港海岸

ア）現　　状　：令和６年 11 月末に令和５年度繰越分工事完了
※令和６年度予算は配当なし
イ）補　助　財　源　：農山漁村地域整備交付金（通常）：水産庁補助事業
ウ）計　画　延　長　：373m
エ）未　完　成　延　長　：72m（進捗率：80.7%）
オ）完　了　見　込　：年度ごとに次年度の工事費を要望するため，現時点で完了時期は未定
カ）令和7年度事業内容（予定）　：国道 45 号線切回し道路工

※国の令和６年度補正予算額は，海岸保全施設整備事業 14 億 3,600 万円のうち県の海岸保全施設整備連携事業に 4,000 万円の配当があり，気仙沼漁港海岸（魚市場地区）の工事完了の目途が立った。
※国の令和７年度予算概算決定額は，農山漁村地域整備交付金 762 億円，海岸保全施設整備事業 44 億円とされており，県への配当額の内示は令和７年２月の予定。

２　市管理漁港防潮堤工事の現状について

（１）岩井沢漁港

ア）現　　状　：訪問及び電話連絡により用地交渉を継続中
イ）計　画　延　長　：237.1m
ウ）未　完　成　延　長　：21m（進捗率：88.6%）
エ）想　定　事　業　費　：約 2,000 万円
オ）財　　源　：東日本大震災復興基金を活用予定
カ）完　了　見　込　：未定
キ）令和7年度事業内容（予定）　：引き続き用地交渉を行い，まとまり次第買収及び残工事に着手